

岡山県
福祉避難所設置・運営マニュアル
作成ガイドライン

平成28年3月策定

令和 3年9月改定

岡山県保健福祉部

「岡山県 福祉避難所設置・運営マニュアル作成ガイドライン」について

平成28年3月策定

令和3年9月改定

1 ガイドライン策定の目的

地震・津波や風水害等、様々な災害が発生し、住民が避難を余儀なくされる場合に備え、市町村は、避難所の運営が円滑に行われるよう、あらかじめ避難所の運営基準などを定めておく必要があります。また、高齢者や障害のある人、乳幼児などの中には、一般の避難所での生活が困難な方がいることから、これらの方が安心して避難生活を送ることができるよう、市町村は、「福祉避難所」の設置についてもあらかじめ準備しておくことが求められています。

一方、平成23年3月に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害のある人の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍となるなど、多くの教訓を残しました。このため、平成25年の災害対策基本法の改正において、実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成など、市町村の責務が明確化され、また、そのガイドラインとして「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が策定されたところです。

県では、市町村が設置する福祉避難所が、円滑かつ適切に運営できるように支援するため、国のガイドラインや、東日本大震災における福祉避難所の運営上の課題、これまでに県に寄せられている関係団体等からの意見等を踏まえ、平成28年3月に「福祉避難所設置・運営マニュアル作成ガイドライン」を策定したところです。

近年の災害においても高齢者や障害のある人が犠牲となっており、地方公共団体や関係機関の福祉避難所に対する理解が進み、確保・設置が推進されるとともに、配慮を要する被災者へのより良い対応が期待されています。また、令和3年5月に指定福祉避難所の受入対象者等の公示制度に係る災害対策基本法施行規則が改正され、内閣府の策定した「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が同年同月に改定されたことを受け、本県においても「福祉避難所設置・運営マニュアル作成ガイドライン」を改定しました。

2 ガイドラインの使い方

本ガイドラインは、市町村及び施設管理者が、福祉避難所の設置・運営に関して実施すべき基本的事項を示しています。各市町村や施設管理者におかれましては、本ガイドラインを参考に、地域や施設の実情に応じたマニュアル等を作成し、平常時から災害に備えていただきますようお願い申し上げます。

目 次

第 1 章 要配慮者等・福祉避難所の概要等について 1

- 1 要配慮者等 1
 - (1) 要配慮者
 - (2) 避難行動要支援者
 - (3) 避難行動要支援者名簿
 - (4) 全体計画・地域防災計画／個別避難計画
- 2 福祉避難所 2
 - (1) 指定福祉避難所
 - (2) 指定福祉避難所の運営体制

第 2 章 平常時における取組 4

- 1 指定福祉避難所の対象者数の把握 4
 - (1) 指定福祉避難所の対象者数の把握
- 2 指定福祉避難所の指定 4
 - (1) 指定福祉避難所の指定
- 3 指定福祉避難所の公示・周知 6
 - (1) 指定福祉避難所の公示
 - (2) 指定福祉避難所の周知徹底
 - (3) 指定福祉避難所ごとの受入対象者の調整
- 4 指定福祉避難所の設置・運営訓練等の実施 8
 - (1) 訓練及び研修会等の実施
 - (2) 普及啓発
- 5 指定福祉避難所の施設整備 8
 - (1) 指定福祉避難所の施設整備
- 6 指定福祉避難所の物資・器材・人材・移送手段の確保 8
 - (1) 物資・器材の確保
 - (2) 人材の確保
 - (3) 移送手段の確保
- 7 社会福祉施設、医療機関等との連携 9
 - (1) 指定福祉避難所の設置・運営に係る連携強化
 - (2) 緊急入所等への対応

第3章 災害時における取組 11

- 1 指定福祉避難所の開設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 被害状況の把握、開設の判断
 - (2) 人員の配置
 - (3) 開設の周知
 - (4) 開設の期間
- 2 福祉避難所の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (1) 要配慮者等の受入
 - (2) 避難者名簿の作成・管理
 - (3) 福祉避難所レイアウトの作成
 - (4) 人材（支援者）の確保
 - (5) 食糧・物資の配給と管理
 - (6) トイレに関する対応
 - (7) 避難施設内の清掃とごみに関する対応
 - (8) 防疫に関する対応
 - (9) 問い合わせへの対応
 - (10) 取材等への対応
- 3 福祉避難所における要配慮者の支援・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 要配慮者の支援
 - (2) 福祉サービスの提供
 - (3) 相談窓口の設置
 - (4) 緊急入所等の実施
- 4 福祉避難所の統廃合と閉鎖・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 閉鎖等

第4章 指定福祉避難所の開設・運営の流れ 15

第5章 指定福祉避難所への避難者の流れ 16

第6章 その他 17

- 1 指定福祉避難所の設置に係る費用の取り扱い・・・・・・・・ 17
- 2 要配慮者の特性と避難所における配慮事項・・・・・・・・ 18

第1章 要配慮者等・福祉避難所の概要等について

1 要配慮者等

(1) 要配慮者

高齢者、障害のある人、乳幼児その他特に配慮を要する者のことをいう。（災害対策基本法（以下、「法」という。）第8条第2項第15号）

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものこという。（法第49条の10第1項）

(3) 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するための措置の基礎となる名簿のこという。（法第49条の10第1項）

(4) 地域防災計画／個別避難計画

平成25年6月に改正された法において、避難行動要支援者名簿の作成等の規定がなされたが、これを制度として運用していくにあたり、市町村においては、まず、当該地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に定めることとする。

その上で、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として避難行動要支援者の個別計画（以下、「個別避難計画」という。）を位置付け、策定することが適当である。

なお、個別避難計画には、避難行動要支援者個々の避難支援等関係者、避難方法、避難先、福祉避難所等のうち、必要な事項を記載するものとする。

<参考> 【全体計画・地域防災計画／避難行動要支援者名簿に係る主な手順】

1 全体的な考え方の整理

市町村は、個人情報の取扱いやマイナンバーの活用、名簿情報の外部提供の条例への対応方針も含め、避難行動要支援者名簿の作成・活用方針等を整理する。そのうち、重要事項を地域防災計画に定め、必要な条例の定めを検討する。

2-1 要支援者の把握

市町村は、関係部局等が把握している要介護高齢者や障害者等の要配慮者の情報を把握する。

2-2 避難行動要支援者名簿の作成

要介護状態区分、障害者支援区分、家族の状況等を考慮しながら、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成する。

2-3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難支援に必要となる情報を適宜更新する。

2-4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市町村は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業所や相談支援事業者等の福祉事業者、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

3 個別避難計画の策定

市町村が主体となり、関係者と連携して地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から個別避難計画の作成に取り組む。

※資料：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）より

2 福祉避難所

(1)福祉避難所

要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所のことをいう。

- ・福祉避難所への避難対象となる者は、高齢者、障害のある人のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等が中心となると考えられる。
- ・福祉避難所を設置する場合、おおむね10人に1人の生活相談職員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等を配置することが必要である。
- ・市町村単独で福祉避難所の開設・運営を行うことは困難である。福祉避難所に指定されている施設や関係機関等との連携構築を図ることが不可欠である。
- ・市町村は指定避難所を指定したときは公示することとなっているが、令和3年5月災害対策基本法施行規則の改正により、以下の名称とされた。

指定一般避難所 ← 指定避難所のうち指定福祉避難所を除くもの

指定福祉避難所 ← 福祉避難所（受入者を特定する場合はその内容を含む）

(2)福祉避難所の運営体制

要配慮者の避難支援業務を実施するために市町村が設置した「要配慮者支援班（担当）」が中心となって、関係機関と連携して福祉避難所の運営にあたる。

(3)福祉避難所と個別避難計画との関係

令和3年5月の災害対策基本法施行規則の改正により、指定福祉避難所の受入対象を特定して公示できる制度が創設されたことで、対象者は災害時に福祉避難所へ直接避難することが可能となったが、これには自主防災組織、福祉施設、医療機関等といった関係者間の事前調整が必要である。

市町村においては、平時から防災部局と保健福祉部局等が連携し、地区防災計画や個別避難計画等の策定を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえながら調整を進めること。

<参考>【避難行動要支援者名簿と個別避難計画の関係】

令和3年5月の災害対策基本法改正により個別避難計画の作成が努力義務化されたため、最終的には避難行動要支援者名簿に掲載されている全ての者について個別避難計画の作成が必要となる。

しかし、「65歳以上であること」等避難能力に着目しない要件を用いて名簿を作成している場合には、避難能力や支援の要否について災対法で規定する避難行動要支援者の要件に該当しないものも名簿に記載等されていることが考えられるため、真に「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの」を対象として避難行動要支援者の範囲を設定し、避難行動要支援者名簿を精査し、個別避難計画の作成に取り組んでいくことが適当である。

※資料：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）抜粋

●災害対策基本法施行令

(指定避難所の基準)

第二十条の六 法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

●災害対策基本法施行規則

(指定避難所の公示)

第一条の七の二 法第四十九条の七第二項の規定により準用する法第四十九条の四第三項の規定により令第二十条の六第一号から第四号までに定める基準に適合する指定避難所（同条第一号から第五号までに定める基準に適合するものを除く。以下この項において「指定一般避難所」という。）を指定したときは、当該指定一般避難所の名称及び所在地その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとする。

2 前項に定めるもののほか、法第四十九条の七第二項の規定により準用する法第四十九条の四第三項の規定により令第二十条の六第一号から第五号までに定める基準に適合する指定避難所（以下この項において「指定福祉避難所」という。）を指定したときは、当該指定福祉避難所の名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとする。

第2章 平常時における取組

1 指定福祉避難所の対象者数の把握

(1) 指定福祉避難所の対象者数の把握

市町村は、指定福祉避難所の指定数・整備数を検討するための基礎資料として、指定福祉避難所への避難対象となる者の概数を把握する。防災部局、保健福祉部局等関係部署が連携して把握に努めること。

- ・対象者には、高齢者（一人暮らし、高齢者世帯等）、障害のある人といった避難行動要支援者名簿に記載されている者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者、その他の者であって、一般避難所での生活に支障をきたすため、避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者まで含まれる。
- ・何らかの特別な配慮を必要とする者の例としては、人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者、医療的ケアを必要とする者が考えられる。
- ・高齢者、障害者施設等の入所者は原則として施設で対応されるべきであるので指定福祉避難所の受入対象ではないが、緊急的かつ一時的に避難することは妨げない。
- ・既に避難行動要支援者名簿、個別避難計画等が存在する場合はそれを活用する。

2 指定福祉避難所の指定

(1) 指定福祉避難所の指定

災害発生時に一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れるため、避難所の設定基準等に基づき、必要な要件を備える市町村内の福祉施設等を指定福祉避難所として指定しておくこと。

- ・利用可能な施設としては、以下の施設が考えられる。
 - ア 指定避難所（小・中学校、特別支援学校、公民館等）
 - イ 社会福祉施設（老人福祉施設、老人保健施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等）
 - ウ 宿泊施設（公共・民間）

<参考> 【「福祉避難室」の設置促進】

福祉避難所は、施設がバリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉施設が中心になると考えられるが、該当施設がない地域等においては、一般の避難所に要配慮者のために一時的に区画されたスペースを「福祉避難室（要配慮者スペース）」として確保することが効果的であるとされている。

ただし、同一施設内に指定一般避難所と指定福祉避難所の機能がある場合には、関係者に周知する観点から、指定一般避難所と指定福祉避難所をそれぞれ指定して公示する。P5「要配慮者が避難する指定福祉避難所・指定一般避難所の形態のイメージ」参照

- ・指定する施設として、以下の要件が考えられる。
 - ア 施設の安全性の確保（耐震・耐火構造、危険区域以外）
 - イ 施設内の要配慮者の安全性の確保（バリアフリー化）
 - ウ 要配慮者の避難スペースの確保（特性を踏まえた空間の確保）
 - エ 非常用電源の確保（医療ケアに必要な機器の電源）

民間の社会福祉施設や県立施設など、市町村が有する施設以外の施設を指定する場合は、予め当該施設管理者との間で十分調整をし、福祉避難所の指定に関する協定を締結しておくこと。

＜参考＞ 【福祉避難所の指定に係る留意点】

福祉避難所は老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペース、特別支援学校等を利用して設置し、これら施設等が不足するときには、公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等で、居宅介護等事業などと連携が図りやすい施設を利用すること。

特別養護老人ホーム等の介護機能を有する施設の利用は、避難者へ安心感を与えるなどの好ましい面もあるが、次の点に留意すること。

- ① 緊急入所等を行う施設としてその機能を予め確保しておく必要があること。
- ② 緊急入所等を行うのに伴い、施設面及び人的な面からも、受入体制に不足が予想されること。
- ③ 要介護の緊急入所者と福祉施設の避難者に混同が生じやすいこと。
- ④ 入所対象とならないものがそのまま入所し続け、平常時に復した際の施設運営に支障をきたすおそれがあること。

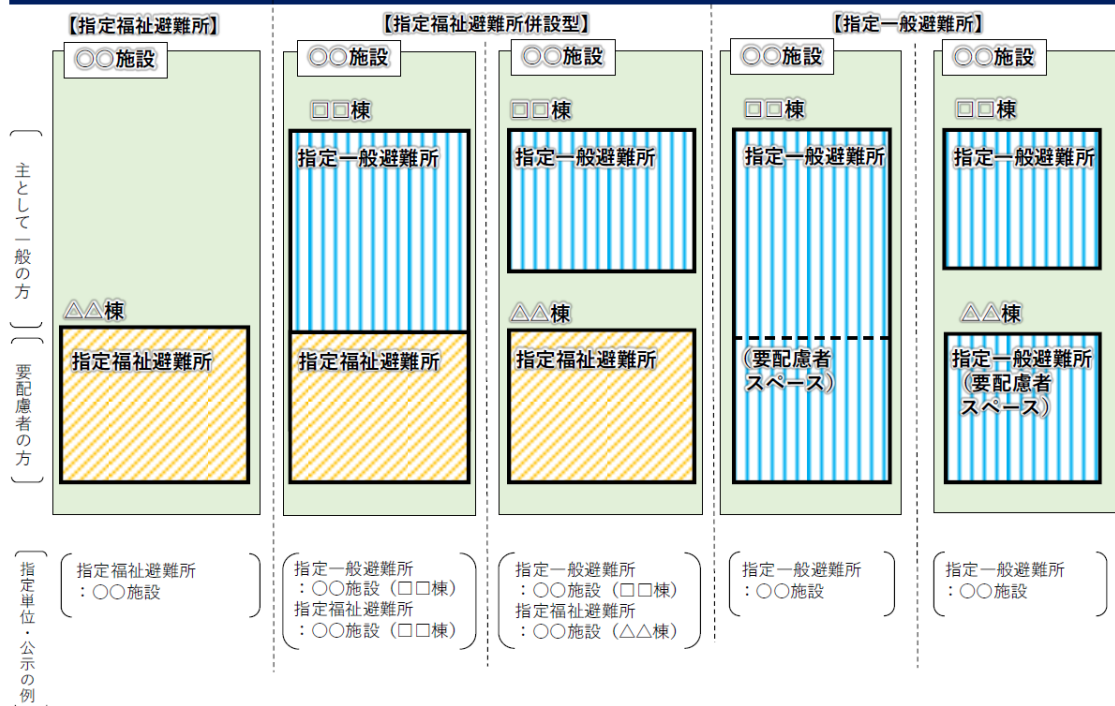
※資料：災害救助事務取扱要領（内閣府）より

＜参考＞ 【福祉避難所の指定目標】

福祉避難所の指定目標は、要配慮者や同居家族の生活圏やコミュニティとのつながりに配慮し、設定することとするが、少なくとも、地域における身近な福祉避難所については、小学校区に1箇所以上の割合で指定することを目標とすることが望ましい。

※資料：福祉避難所設置・運営に関するガイドライン（厚生労働省）より

要配慮者が避難する指定福祉避難所・指定一般避難所の形態のイメージ



※資料：福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府）

3 指定福祉避難所の公示・周知

(1) 指定福祉避難所の公示

- ・指定福祉避難所を指定したときは、市町村地域防災計画、ホームページ、広報誌等により公示する。また、法に基づき県に報告する。
- ・令和3年施行規則改正の経過措置として、従来から指定避難所として公示されているものについては指定一般避難所として公示されているものとみなすとされているが、指定福祉避難所となる避難所については改めて公示が必要である。既に市町村ホームページ等に福祉避難所一覧を掲載している場合は、「指定福祉避難所」と表記を改める。
- ・受入対象者を特定した指定福祉避難所の公示の例としては以下を参考とされたい。
- ・受入れを想定していない被災者等が避難してくることをないよう、受入対象者は要配慮者とその家族等である旨を公示することが適切である。

< 高齢者の場合 >

名称	住所	受入対象者（※）	その他
社会福祉法人〇〇園	〇〇市 △△1-1-1	高齢者	
●●高齢者福祉センター	〇〇市 ●●2-1-1	市が特定した者	
社会福祉法人〇●苑	〇〇市 □□3-1-1	高齢者 (要介護3程度)	

※家族等も受入対象とする

< 障害者の場合 >

名称	住所	受入対象者（※）	その他
社会福祉法人△△園	〇〇市 △△1-1-1	障害者	
▲▲障害者センター	〇〇市 ●●2-1-1	市が特定した者	
社会福祉法人▽▽園	〇〇市 ●●1-2-1	知的障害者、精神障害者（発達障害者）	左記の者のうち、事前に市が特定し、環境調整を事前に行った者
▼▼障害者センター	〇〇市 ●●2-2-1	身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者）	

※資料：福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府）より

(2) 指定福祉避難所の周知徹底

災害発生時に要配慮者の支援を円滑に行うため、指定福祉避難所に関する情報（設置の目的、設置場所、設置基準、ルール等）を広く住民に周知する。特に要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図っておくこと。

- ・周知方法としては、インターネットや広報誌の活用や、民生委員、支援団体等を通じた文書の直接配付、防災訓練や町内会の集会時の説明会の開催などが考えられる。
- ・災害対応機関や関係機関、医療・保健・福祉サービス提供機関・事業者にも周知する。

- ・パンフレットやハザードマップ等に指定福祉避難所を掲載するにあたっては、点字、音声、イラストを用いたり、文字を大きくしたりする等の要配慮者が理解しやすい工夫を図る。

(3) 指定福祉避難所ごとの受入対象者の調整

- ・市町村は、指定福祉避難所へ直接避難する者について、地区防災計画、避難行動要支援者名簿、個別避難計画等の作成プロセスを通じて、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行う。関係部局で情報を集約する必要があるので相互に協力すること。
- ・要配慮者について、一般避難所へ避難することにためらいが生じる場合がある、逆に近所の人と一緒にいたい等意向は様々であり、また医療機関、支援者、地域の災害特性、施設の体制等受入側の環境も様々であることから、個別に受入対象者の調整が必要である。

<参考> 【個別避難計画作成の優先順位】

滋賀県高島市では2008年から個別避難計画の作成を進めているが、対象者の選定にあたっては以下のリスクを総合的に判断して作成優先度を定めている。

- ①災害危険度（ハザードマップ、避難所までの距離等）
- ②心身機能・構造と生活機能（関係機関の保有情報を集約して対象者をリストアップ）
- ③社会関係（近所、支援者、家族等）

<参考> 【個人情報の利用・取得と個人情報保護法改正との関係】

令和3年5月に成立した個人情報保護法の改正では、地方公共団体に関する個人情報保護の取扱いについて規定されることとなるが、改正後の個人情報保護法が自治体の個人情報保護に関する一般法であるのに対し、避難行動要支援者名簿の個人情報保護についての取扱いは特別法である災害対策基本法が優先されるため、改正個人情報保護法の施行後においても、災対法第49条の10第3項及び第4項の規定により、市町村内部において個人情報を取得（目的外利用）することが可能となる。

市町村においては、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市町村の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めること（法49条の10第1項）。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握すること。

なお、障害児の場合は支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。例えば難病患者に係る情報等、市町村で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができる（法49条の10第4項）。

※資料：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）抜粋

<参考> 【避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供】

市町村は、個別避難計画情報の提供について条例に特別の定めがある場合、又は、平常時から個別避難計画情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、社会福祉協議会、自主防災組織、地域の支え合いのネットワーク等の避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供する。

※資料：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）抜粋

4 指定福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

(1) 訓練及び研修会等の実施

自主防災組織、地域住民、要配慮者及びその家族等、幅広い関係者が参加し、要配慮者の避難支援対策に関する訓練及び研修会等を実施する。

(2) 普及啓発

市町村は、災害発生時において円滑に設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族等に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等に関する知識を普及啓発する。

5 指定福祉避難所の施設整備

(1) 指定福祉避難所の施設整備

- ・ バリアフリー化（段差解消、スロープ設置、障害者用トイレ設置等）
- ・ 冷暖房設備の整備
- ・ 情報関連機器の整備
- ・ 非常用発電機の整備
- ・ 通風・換気の確保
- ・ その他必要と判断される施設整備

※緊急防災・減災事業債等国の財政措置の活用を検討する。

6 指定福祉避難所の物資・器材・人材・移送手段の確保

(1) 物資・器材の確保

施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な物資・器材の備蓄を予め図ること。

- ・ 要配慮者に配慮した食料（アレルギー体質を含む）、飲料水
- ・ 段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション
- ・ 介護用品、衛生用品
- ・ 医薬品、ストーマ用装具、ポータブルトイレ、簡易トイレ
- ・ マスク、消毒液、体温計等の感染症対策として必要な物資

災害時に速やかに物資・器材（発電機等）を確保できるよう、調達先リストを整備し、災害時に活用できるようにしておくこと。また、関係団体・事業者等と協定を締結するなどの連携を図っておくこと。

市町村は、福祉機器等（ベッド、車いす等）を確保し、福祉避難所に供給してもらえるよう、事前に関係団体・事業者等と協定を締結するなどの連携を図っておくこと。

(2) 人材の確保

要配慮者の避難生活を支援するために必要な有資格者等の専門的人材（保健師、看護師、保育士、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー、ケアマネージャー等）の確保に関して、関係団体・事業者等と協定を締結するなど、災害発生時に人的支援を得られるよう平常時から連携を図っておくこと。

＜参考＞【**身体障害者相談員、知的障害者相談員との連携**】

指定福祉避難所では生活相談を受けられる体制が必要となるが、障害のある人は、医療、生活、施設など相談内容が幅広くかつ専門的であるため、身体障害者相談員、知的障害者相談員との連携体制を構築しておく。

常住は必ずしも必要ではなく、要配慮者の状態に応じて配置を検討する。

(3) 移送手段の確保

個別避難計画により避難行動要支援者が指定福祉避難所に避難する際は、基本的に避難支援者が避難誘導する。

緊急的に行う移送、即ち一般の避難所から指定福祉避難所への移送、指定福祉避難所間での移送、または指定福祉避難所から緊急的な入所施設・医療機関等への移送に関して、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、関係機関と協議し、予め定めておくこと。

＜参考＞【**個別避難計画の整備**】

指定福祉避難所への避難については、原則として、避難行動要支援者及びその家族が、自主防災組織、民生委員、支援団体等による支援を得て避難することになるため、避難支援者の特定など、より具体的な個別避難計画を作成しておくことが重要である。

＜参考＞【**災害時サポートブック等の活用**】

障害のある人や家族自らが、災害時の避難行動について考える一助となるよう、県では、障害者団体等の協力のもと、令和元年度に「災害時サポートブック」及び「作成支援のための手引き」を作成している。

市町村においては、個別避難計画を作成していくにあたり、次のとおり災害時サポートブック等を活用することも考えられる。

- ・「災害時サポートブック」の様式を参考として、個別避難計画の記載項目を検討
- ・障害のある人等が記載した「災害時サポートブック」のうち、情報提供の同意欄にチェックが入ったものを個別避難計画で活用
- ・個別避難計画の作成支援者等が必要に応じて「作成支援のための手引き」を活用

7 社会福祉施設、医療機関等との連携

(1) 指定福祉避難所の設置・運営に係る連携強化

① 関係機関等との協定締結

社会福祉施設等の関係団体・事業者間との協力体制も重要となることから、関係団体・事業者同士の協定を締結するなど、平常時から連携強化を図る。

また、指定福祉避難所での感染症の発生・拡大及び発症した場合の適切な対応を図るため、医療機関等と協定を締結するなど、平常時から連携強化を図る。

② 関係機関等との情報共有・事前調整

専門的な人材の確保や福祉機器の調達、緊急入所、感染症対策や熱中症対策等に関する協力を得るため、社会福祉施設、医療機関等との情報共有の場を設け、事前に保健・医療関係者の助言を得つつ指定福祉避難所や一般の避難所等の計画、検討を行う。

(2) 緊急入所等への対応

指定福祉避難所は、福祉施設に入所するに至らない心身等の程度の者が対象となるが、認知症の人など、専門的なケアを要する要配慮者については、専門的な施設への緊急一時入所等の対応が必要となることから、市町村は、社会福祉施設等と事前に協議を行い、緊急入所に関する協定を締結するなどの連携を図る。

また、症状の急変等により医療処置や治療が必要と判断される場合は、医療機関への搬送が必要となるため、市町村は、平常時から医療機関等との連携を図る。

<参考> **【災害時における要支援者の受入に関する4者協定】**

1 目的

災害時において、岡山県老人福祉施設協議会の会員である各施設を福祉避難所として活用し、要配慮者を円滑に受け入れるため、基本的な枠組みを関係4者（岡山県老人福祉施設協議会、県、県市長会、県町村会）で取り決め、基本協定として締結している。

締結した基本協定に基づき、各施設と各市町村の間で福祉避難所の設置・運営に係る条件等の細部にわたって協議し、早期の個別協定締結の促進を図ることとする。

2 各団体の主な役割

① 岡山県老人福祉施設協議会

- ・会員施設への個別協定締結の働きかけ
- ・会員各施設の受入可能人数の情報把握・提供

② 岡山県

- ・各市町村等からの応援要請に対する対応、岡山県老人福祉施設協議会に対する協力要請
- ・各市町村において受入が困難な場合の広域的な受入調整

③ 市長会・町村会

- ・市町村への個別協定締結の働きかけ
- ・岡山県老人福祉施設協議会又は県への応援要請

第3章 災害時における取組

1 指定福祉避難所の開設

(1) 被害状況の把握、開設の判断

災害が発生し、要配慮者の避難が必要と認められる場合には、直ちに指定福祉避難所を開設し、指定福祉避難所の受入対象者の避難を受け入れる。

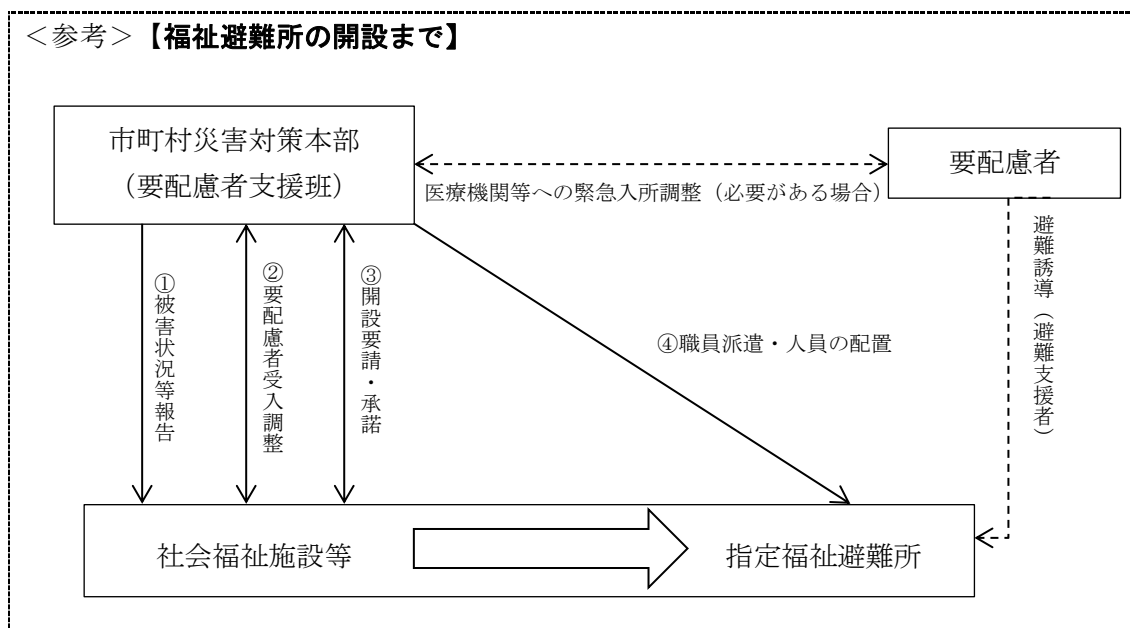
また、開設の判断当たっては、被害状況等を把握し、災害の規模、災害の発生場所、要配慮者の避難状況、指定施設の安全性等から指定福祉避難所の開設を決定する。

- ・ 災害の規模、発生場所
- ・ 要配慮者の避難状況（避難場所、人数、世帯数など）
- ・ 福祉避難所指定施設の安全性（ライフラインの使用可否、応急危険度判定結果）

※災害時に即応（チェック）可能なチェックリスト等を作成しておく。

(2) 人員の配置

指定福祉避難所を開設したときは、担当職員を派遣し、管理者等の協力を得ながら指定福祉避難所の管理運営にあたる。



(3) 開設の周知

指定福祉避難所を開設したときは、職員はもとより、要配慮者及びその家族、地域住民、支援団体等に速やかにその利用方法、対象者を周知する。

(4) 開設の期間

指定福祉避難所は、災害救助法に基づき、原則として災害の発生の日から最大7日以内を開設期間とする。

- ・ 大規模災害の場合で、7日間の期間内で指定福祉避難所を閉鎖することが困難なときは、内閣府及び県との協議により必要最小限の期間を延長することができる。

2 指定福祉避難所の運営

(1) 要配慮者等の受入

市町村は、施設管理者の協力を得て、指定福祉避難所を開設し、受入体制が整い次第、要配慮者等への指示を行う。

指定福祉避難所に直接避難する対象者は、個別避難計画の策定等を通じて事前に調整されたものを原則とするが、状態等によって未調整の者の受入れを検討することは妨げない。

- ・ 障害の状態、心身の健康状態等を考慮して、優先順位を定めて緊急受入れを検討する。
- また、介護等にあたる最低限の家族を受け入れる。

(2) 避難者名簿の作成・管理

指定福祉避難所の避難者名簿等を作成し、随時更新する。

- ・ 名簿の整理及び集計を定期的に行い、必要に応じ災害対策本部へ報告する。
- ・ 避難者が退所するときは、できる限り転出先を確認して記録する。
- ・ 避難者が公開を望んだときは、避難者名簿の住所と氏名を指定福祉避難所受付窓口に掲示する。
- ・ 公示した受入対象者以外の者が避難してきた場合には、災害の状況等を踏まえて他の避難所を案内する等適切に対応する。(当然、緊急時はこの限りではない。)

(3) 指定福祉避難所レイアウトの作成

避難者の状態や施設の被害状況等を考慮し、共同生活が円滑に進められるよう、避難所のレイアウトを早期に設定する。

- ・ 限られたスペースでプライバシーを守れる居住空間を構築するため、パーティション(間仕切り)等を活用する。
- ・ 特に配慮が必要な難病患者等については、小部屋や冷暖房設備が整備された部屋を割り当てるよう心がける。

<参考> 【「災害時における難病患者等の行動・支援マニュアル」の活用】

難病患者への支援については、「災害時における難病患者等の行動・支援マニュアル(岡山県)」を参考にする。

(4) 人材(支援者)の確保

指定福祉避難所の運営に従事する介助スタッフ、生活相談員等について、福祉関係者、避難支援者等の協力を得ながら人材の確保に努める。また、不足する場合は災害対策本部に要請する。施設管理者の協力を得て、避難生活に関する支援を分担する。

- ・ 要配慮者介護、看護活動の補助
- ・ 清掃及び防疫活動への応援
- ・ 災害応急対策物資、資機材の輸送及び配分活動への協力
- ・ 手話・筆談・外国語などの情報伝達への支援協力
- ・ その他、危険を伴わない軽易な作業への協力

(5) 食糧・物資の配給と管理

食糧・物資の在庫の状況を常に把握し、計画的に配給する。

- ・ 特別な要望(介護用品、衛生用品等)については、個別に対応できるよう努める。
- ・ 不足する食糧、物資がある場合は、内容及び数量を取りまとめ、災害対策本部へ配給を要請する。

- ・要請した食料、物資が搬送されたら、受払簿に記入し、物資保管場所にて保管する。

(6) トイレに関する対応

市町村は、施設管理者と協力し、以下の対応を行う。

- ・施設内のトイレが使用可能かどうか早急に調べ、排水管の破損等により使用不可能なトイレは使用禁止にする。
- ・避難者数に比べてトイレ数が少ない場合などは、仮設トイレの設置を災害対策本部に要請する。
- ・衛生管理（清掃、手洗い消毒液の交換など）を毎日行う。仮設トイレのくみ取りは、状況に応じて早めに要請する。
- ・要配慮者のトイレは要配慮者専用とし、要配慮者以外の者が使用しないようにする。
- ・要配慮者のトイレの使用を支援する要員を確保するよう努める。

(7) 避難施設内の清掃とごみに関する対応

市町村は、施設管理者と協力し、以下の対応を行う。

- ・避難所全体で毎日1回の清掃を心がける。
- ・避難者自身も可能な範囲で清掃に協力する。
- ・ごみの集積場所（収集が容易で屋外の直射日光が当たらない場所）を指定し、張り紙などにより避難者等への周知徹底を図る。
- ・ごみは、各自で可燃・不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう指示する。

(8) 防疫に関する対応

市町村は、施設管理者と協力し、以下の対応を行う。

- ・避難者の手洗い・うがいを徹底する。
- ・手洗い用の（液体）石けんをトイレなどに設置して手洗いを励行するとともに、（液体）石けんは定期的に補充する。また、手洗いが十分にできない場合は、消毒液を設置する等手指衛生を徹底する。
- ・外出から戻れば必ずうがいをする。マスクやうがい薬などの予防対策も心がける。
- ・食器の衛生管理を徹底する。
- ・衛生管理の観点から、食器はできる限り使い捨てを使用する。
- ・使い捨ての食器が十分確保できない場合は、各自の用いる食器を指定し、十分に洗浄する。
- ・飲料水の安定的な供給が行える場合には、施設管理者と協力し、入浴や洗濯などを実施する。
- ・体調不良者（風邪や下痢など）の有無を把握する。
- ・ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症が発生した場合、感染者との接触を制限するなど感染の拡大防止に努める。また、新型コロナウイルス感染症等新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める新感染症の疑いが生じた場合は、直ちに災害対策本部及び保健所に連絡すること。

<参考> 【「災害時公衆衛生活動マニュアル」の活用】

避難所における健康管理、公衆衛生への対応については、「災害時公衆衛生活動マニュアル（岡山県）」を参考にする。

(9) 問い合わせへの対応

作成した避難者名簿に基づき、次の点に注意して、安否確認等への問い合わせに対応する。

- ・避難者のプライバシーと安全を守るため、受付・対応者を特定する。
- ・電話は避難者に直接取り次がず、掲示等により伝言し、折り返し避難者の方から連絡をする。

(10) 取材等への対応

次の点に注意して、取材等へ対応する。

- ・原則として、居住空間に立ち入る際には、避難者全員の承諾を得る。
- ・避難者に対する取材、写真撮影等は、係の者を介して避難者が同意した場合にのみ行う。

3 指定福祉避難所における要配慮者の支援

(1) 要配慮者の支援

避難している要支援者の健康状態や必要な支援などを把握する。

- ・男女のニーズの違い等に十分配慮し、プライバシーの保護に努める。

(2) 福祉サービスの提供

要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続的に受けられることができるよう対応を図ることが重要であるため、市町村は、施設管理者と協力し、福祉サービス事業者等と連携を図り、避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供する。

- ・指定福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等の在宅福祉サービスの提供は、各福祉法による実施を想定する。

(3) 相談窓口の設置

避難している要配慮者とその家族の相談に対応する相談窓口を設置し、生活相談員等による総合的な福祉、健康相談、生活相談等を行う。

(4) 緊急入所等の実施

指定福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応する。

- ・要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。
- ・医療情報については、「おかやま医療情報ネット」が参考になる。(参考資料参照)

4 指定福祉避難所の統廃合と閉鎖

(1) 閉鎖等

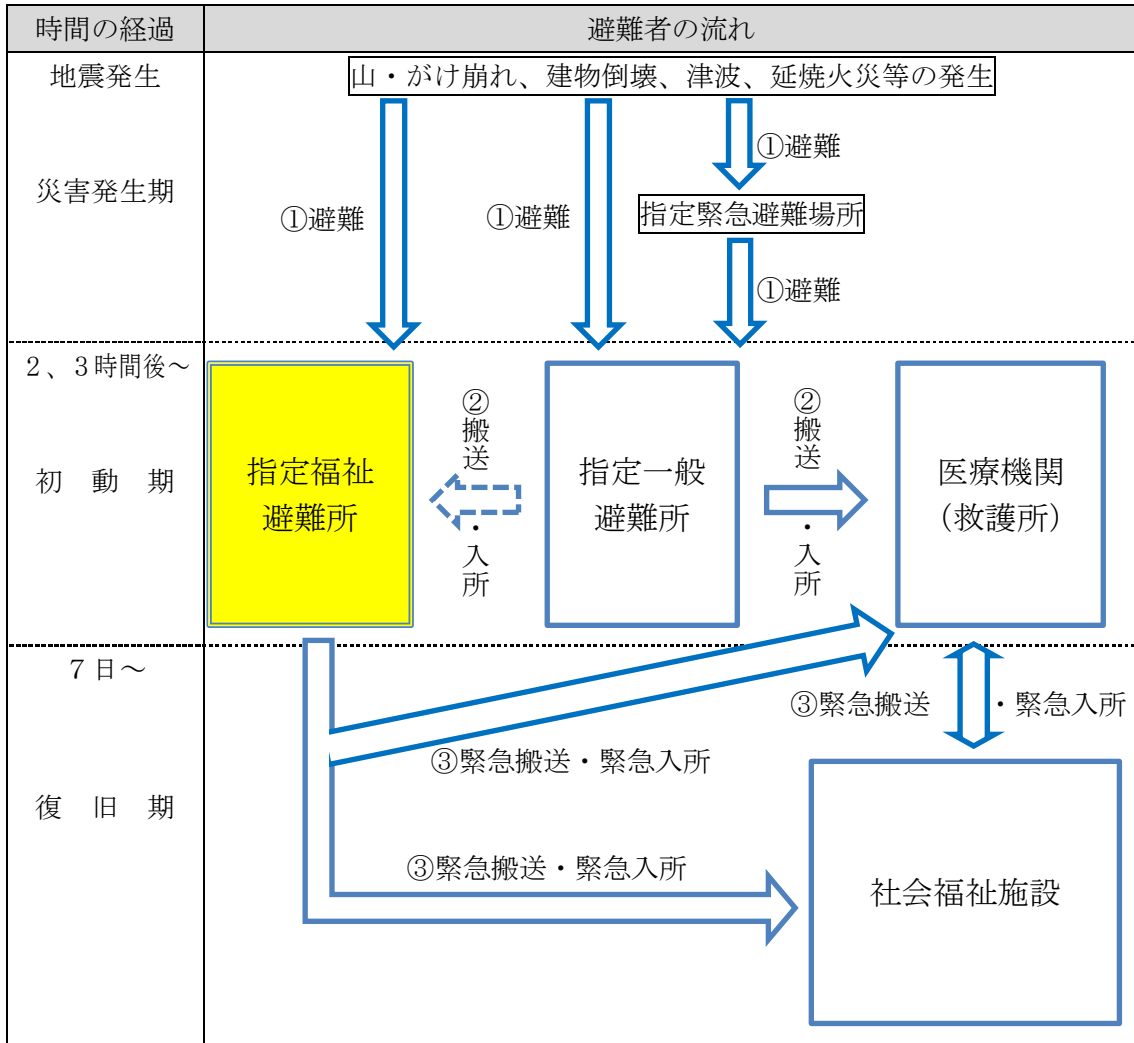
指定福祉避難所の利用が長期化し、指定福祉避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、指定福祉避難所の統廃合を図る。また、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明し、指定福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求める。

避難している要配慮者が撤収し、指定福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、指定福祉避難所を閉鎖する。

第4章 指定福祉避難所の開設・運営の流れ

段 階	対 応	市町村 (県と連 携)	施設 ・関係機関
平常時	対象者の把握	○	
	指定・公示・周知	○	
	訓練等の実施	○	○
	施設設備の整備	○	○
	物資・器材・人材・移送手段の確保	○	○
	社会福祉施設、医療機関等との事前調整	○	○
予知情報	指定施設への情報提供	○	
	指定施設への開設の協力依頼	○	
災害発生期 ～ 2, 3 時間後	災害情報の把握、開設の判断	○	
	人員の配置（職員派遣）	○	○
	開設の周知	○	
初動期 ～ 7 日	運営開始	○	○
	・要配慮者の受入（避難、搬送・入所）	○	○
	・避難者名簿の作成・管理	○	○
	・レイアウト作成	○	○
	・人材（支援者）の確保	○	○
	・食糧・物資の配給と管理	○	○
	・トイレの設置	○	○
	・清掃、ごみ集積	○	○
	・防疫対策	○	○
	・問合せ対応	○	○
	要配慮者への支援	○	○
	統廃合（必要に応じて随時実施）	○	○
復旧期	閉鎖	○	

第5章 指定福祉避難所への避難者の流れ



▶①避難

個別避難計画に基づき、避難支援者による支援を得て指定福祉避難所又は指定一般避難所に避難する。

▶②搬送・入所

指定一般避難所での生活が困難となった要配慮者について、災害派遣福祉チーム、施設、自主防災組織の協力等により指定福祉避難所へ移送する。

▶③緊急搬送・緊急入所

要配慮者の病状の急変等により医療処置が必要となった場合に、救急車両等で医療機関へ搬送する。

また、指定一般避難所、指定福祉避難所での生活が困難な要配慮者は、施設の協力等により社会福祉施設へ緊急入所する。

第6章 その他

1 指定福祉避難所の設置に係る費用の取り扱い

- 災害救助法が適用された場合は、避難所の設置、維持及び管理に必要な費用について、法（国・県負担）により、限度額の範囲で支出される。
 - 指定福祉避難所で、避難所の設置、維持、管理及び日常生活の支援を含めた生活に関する相談等が行われる。そのための費用は、当該地域における通常の実費が加算できる。
 - 指定福祉避難所の設置のために加算される費用は、一般的には、次に掲げることを行うために必要な当該地域における通常の実費が考えられる。
 - ・対象者の特性に配慮し、生活しやすい環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等の借り上げに必要な経費（工事費を含む。）であって、避難所の設置のために支出できる費用で不足する経費
 - ・日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等購入費
 - ・概ね10人の要配慮者に1人の相談等にあたる介護員等を配置するために必要な経費（生活に関する相談等にあたる職員は、社会福祉施設等における介助員相当を想定しており、その配置数を計算するにあたって、指定福祉避難所の対象者数に介助等のために一緒に避難した家族等の人数は含まない。）
- ※指定福祉避難所を閉鎖した際に発生する後片付け、残存資材の処分等原状回復に要する費用も加算できる。

<指定福祉避難所の運営にかかる費用のうち、国庫・県費対象となるもの（例）>

	項目	内容
通常 の 避 難 所 設 置 費	法による避難所の設置、維持及び管理費	既存建物の応急補修工事、改造工事、閉鎖時の既存建物等の現状復旧工事及び応急仮設建築物建設工事並びにテント設営に必要な費用、等
	法による避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費	仮設便所の汲み取り等、その他の維持・管理に必要な賃金職員の雇上げ費用
	法による避難所の設置、維持及び管理のための消耗器材費	避難者が避難所で共同利用するものの購入費 例) ゴミ袋、掃除用具、石けん、等
	法による避難所の設置、維持及び管理のための建物の使用謝金	民間施設等を利用する場合の利用料
	法による避難所の設置、維持及び管理のための器物の使用謝金、借上費、購入費	避難所に整備する機械・器具・備品類の使用謝金、借上げ料又は購入費 例) 畳、カーペット、冷暖房器具、テレビ、ラジオ、掃除機、等
	法による避難所の設置、維持及び管理のための光熱水費	避難所開設期間中の使用量に見合う使用料
	法による避難所の設置、維持及び管理のための仮設トイレ等の設置費	必要に応じて整備される仮設設備の借上げ料等 例) 仮設トイレ、仮設電話、仮設風呂、臨時外灯設備、簡易調理場、等
加 算 で き る 費 用	生活し易い環境整備に必要となる仮設設備並びに機械又は器具の借上げに必要な経費（工事費含む）であり、避難所設置のために支出できる費用で不足する経費	洋式ポータブルトイレ、簡易スロープ、ベッド、車いす、間仕切り、歩行器、松葉杖、等
	紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の購入費	粉ミルク、紙おむつ、ストーマ用装具、消毒薬、等
	概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置する費用（福祉避難所の対象者数には、介助等のために一緒に避難した家族等の数は含まない）	社会福祉施設等における介助員、等

内閣府「災害救助事務取扱要領」（平成27年7月）より

2 要配慮者の特性と避難所における配慮事項

高齢者
【特性】 <ul style="list-style-type: none">・夜間にトイレに行くことで、周囲の避難者へ迷惑がかかることに気兼ねして水分を摂取せず、脱水症状となる場合がある。・避難生活では、同じ姿勢でいることが多く、身体能力が衰えたり生活不活発病を発症したりする場合がある。
【必要な配慮】 <ul style="list-style-type: none">・出入口やトイレに近い場所を確保し、なるべく移動が楽にできるようにする。・おむつをしている人のために、交換場所を別に設ける。・寝たきりで運動不足にならないように、散歩等の運動を励行する。・脱水症状の兆候（落ちくぼんだ目、口や皮膚の乾燥、ぼんやりしているなど）がないか、気を配る。・衣服の着替えや入浴状況を確認し、衛生状態に気をつける。・自立した生活を保つため、できる限り、身の回りのことは自分で行うように促す。・段差を解消し、廊下・階段の照明を確保するとともに、床面が滑りやすい場合はマットやシートを敷くなど、移動時の転倒防止に努める。・補聴器を付けているか確認し、大きな声ではっきりと話すようにする。併せて、聞き取れて理解できたかを確認するようにする。・洋式トイレの設置・確保を行う。・避難生活が長期化する場合、立ち上がりに支障がある者の「※生活不活発病」を防ぐため、ベッドを準備する。 <p>○特に注意を要する点</p> <ul style="list-style-type: none">・高温期の熱中症・水分の摂取を控えることによる脱水症状・運動不足による手足のむくみや、同じ姿勢で長時間いることによる深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の発症
【必要な人材・資器材（例）】 <p>おむつ、パーテーション、歩行杖、簡易スロープ、防滑シート、洋式トイレ、補聴器、ベッド、拡大鏡、老眼鏡 ほか</p>

※生活不活発病：体を動かさない状態が続くことが原因で心身の機能が低下していく病気のこと。

<p>視覚障害のある方</p>
<p>【特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全盲、弱視、色覚障害などがあり、その障害の状況が多様である。 ・生活環境が突然変わると、日常的な行動でさえも困難になるため、単独では慣れない避難所での生活は困難である。
<p>【必要な配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の意向を確認の上、出入口やトイレに近い場所を確保し、なるべく移動が楽にできるようにする。 ・必要な情報は、必ず読み上げて伝達する。その際は、指示語（あれ・あちら等）を使わず、分かりやすい具体的な表現にするよう心がける。 ・トイレ、水道、配給場所など、避難所の中を必ず案内する。 ・避難所内の状況の変化を適切に伝える。 ・通路に歩行の妨げになるものを置かないようにする。 ・音声、点字や拡大文字など、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションを図る。 ・誘導する場合、視覚障害のある人の手を引くのではなく、視覚障害のある人に肩又は肘を持ってもらう。また、段差や階段の前では一旦止まり、言葉で伝える。 ・盲導犬を伴っている人に対しては、直接盲導犬を引いたり触ったり、食べ物を与えたりしないようにする。 ・白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給するように努める。 <p>○特に注意する点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慣れない環境では、ひとりでは日常的な行動でさえ困難となる。家族や支援者、ボランティア等がそばに付いているか定期的に確認を行い、ひとりにしないようにする。
<p>【必要な人材、資器材（例）】</p> <p>白杖、点字器 ほか</p>

聴覚・言語障害のある方

【特性】

- ・音声による情報伝達が困難である。
- ・聴力喪失の時期や程度等により、主たるコミュニケーション手段が多様である。
- ・外見からは障害があることが分かりにくい。

【必要な配慮】

- ・聴覚障害者本人に、大きな声で話せばよいか、手話、筆談のどちらが必要か、コミュニケーション方法を確認する。
- ・音声による連絡事項は、必ず掲示板やホワイトボードを用いて文字でも掲示する。その際、漢字にはふりがなをつけるように配慮する。
- ・手話、要約筆記、筆談、身振り、指文字、空書き（指を使ってガラスに文字を書くようにして示す）、口話（口の形で言葉を読み取る）、絵図等も活用して情報を伝達する。
- ・手話通訳者、要約筆記者の配置に努める。
- ・手話通訳などの支援が必要な人同士は、できるだけ近くに集まってもらい、情報が円滑に行き渡るようにする。
- ・文字放送対応機器等を活用し、報道機関からの情報が得られるよう配慮する。
- ・補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給するように努める。
- ・補聴器の電池の確保に努める。
- ・知人等への連絡のため、FAXの利用について配慮する。
- ・停電時の暗闇の中では、手話・筆談ができないため、手の届く範囲で懐中電灯などを確保する。

○特に注意する点

- ・クラクションや緊急放送が聞こえないことを想定した安全確保や情報伝達を行う。
- ・見た目が健常者と変わらないため、本当に困っていることを周囲の者が理解できないことがある。そこで、「会話カード」を準備し、携帯してもらうようにする。

【会話カードの例】

今、何が起きているのですか？

【会話カードの例】

水を飲ませてもらえませんか？

【必要な人材・資器材（例）】

掲示板、ホワイトボード、メモ用紙、筆記具、手話通訳者、要約筆記者、文字放送対応機器、補聴器、電池、FAX、懐中電灯、会話カード ほか

～災害救援専門ボランティアについて～

県は、大規模災害発生時に、県災害対策本部の下に総合ボランティア班を設置し、市町村または市町村社会福祉協議会からの派遣要請を受けて、手話通訳、要約筆記、介護などの災害救援専門ボランティアの派遣調整を行っている。

盲ろう（視覚と聴覚の重複障害のある）の方

【特性】

- ・「盲ろう」とは、視覚と聴覚の両方に障害がある。
- ・障害の程度は様々である。
 - 「全盲ろう」：全く見えず、聞こえない状態
 - 「弱視ろう」：見えにくく、聞こえない状態
 - 「盲 難 聴」：全く見えず、聞こえにくい状態
 - 「弱視難聴」：見えにくく、聞こえにくい状態

【必要な配慮】※視覚障害や聴覚障害のある方の項も参照

- ・そばに人がいても分からないことがあるので、まず、話しかけてみる。話しかける時はそっと手や肩に手を触れ、自分の名前を伝える。様々なコミュニケーション方法を確認・試行して、その人にあった方法で意思疎通を図る。
- ・視覚障害や聴覚障害のある人と同じ方法でコミュニケーションできることもあるが、同様な対応は困難な場合は、手書き文字や触手話、指点字などの代替する対応をとる。
- ・移動の際にも配慮する。

<参考>コミュニケーション方法の例

- ・手書き文字
相手の手のひらに指先などで直接文字を書き伝える。誰にでもできるのが利点。
- ・触手話（しょくしゅわ）
相手の行う手話に触れて、手話の形や動きを読み取る。
- ・指点字（ゆびてんじ）
点字タイプライターのキーの代わりに、両手の人差し指、中指、薬指の6本の指を点字の6点に見立てて、盲ろう者の指を直接たたいて点字を表す。
- ・音声
聴覚の活用が可能な人に対して、耳元や補聴器のマイクなどに向かって話す。
声の大きさ・抑揚・早さ・音の高さなど、聞こえ方に合わせた配慮が必要。
- ・文字筆記
視覚の活用が可能な人に対して、紙やパソコンに文字を筆記して伝える。
文字の大きさ・間隔・線の太さなど見え方に合わせた配慮が必要。

【必要な人材、資機材（例）】

白杖、点字器、掲示板、ホワイトボード、メモ用紙、筆記具、触手話通訳者、文字放送対応機器、補聴器、電池、懐中電灯、会話カードなど

肢体不自由のある方

【特性】

- ・車いすや歩行器等の補装具がない場合、自力での移動が困難な方が多い。
- ・自力でベッドからの移乗、衣服の着脱、食事、洗面、入浴、排せつ等が困難な場合がある。

【必要な配慮】

- ・車いす対応が可能なトイレを準備し、本人の意向を確認の上、出入口やトイレに近い場所を確保し、なるべく移動が楽にできるようにする。
- ・立ち上がりや車いすからの乗り降りを容易にするため、ベッドを準備する。
- ・通路に障害物を置かないようにし、車いすや松葉杖の利用者が通るスペースを確保する。
- ・施設内の段差を解消し、移動しやすい環境を整備する。
- ・車いす等の補装具や日常生活用具は、破損・紛失の状況に応じて修理し、支給するように努める。
- ・家族による介助の有無などを確認し、どのような生活支援が必要か把握する。
- ・脊髄損傷のある人は体温調節障害があるため、部屋の温度管理に配慮する。
- ・移動介助する場合、「動かします」「方向転換します」「停止します」など声をかける。

○特に注意する点

- ・移動介助する場合、急なスロープを下る時は後ろ向きでゆっくりと下がる。
- ・前輪は側溝や小さい段差ほどひっかかりやすいので、注意する。
- ・移動介助後、車いすから少しでも離れる場合はブレーキをかける。

【必要な人材・資器材（例）】

車いす対応トイレ、ベッド、松葉杖、歩行器、車いす、簡易スロープ、車いす補修用具（空気入れ、工具等） ほか

～難病患者の方について～

難病患者の方は、肢体が不自由な場合や、外見からは障害があることが分からない場合があるため、それぞれの病態や症状に応じた援助が必要である。

医療的援助が必要な場合も多いため、早期に医療機関への移送を検討すべきである。

なお、県では「災害時における難病患者等の行動・支援マニュアル」を作成しているので、参考とされたい。

重症心身障害のある方

【特性】

- ・重度の身体障害と重度の知的障害が重複している障害。
- ・ほとんど寝たままで、自力では起き上がれない状態が多い。
- ・自力での移動や寝返り、排泄、入浴、食事が困難。
- ・言語による理解や意思疎通が困難で、目の動きや目の訴えで意思を伝える。

【必要な配慮】

- ・排泄や入浴は同性が介護する。
- ・食事はスプーン等を用いて介助する。誤嚥に注意し、通常の食事が食べられない方にはハサミやミキサーで細かく刻んだり、飲み込んだりしやすいようにとろみをつける。
- ・介護している人等を通して、またはアイコンタクトやスキンシップ、口の動き等によって意思疎通を図る。
- ・人工呼吸器などの医療機器のアラーム音が鳴っているときは、速やかに介護している人に伝える。
- ・体温の調節が苦手なため、温度に配慮する必要がある。

○特に注意を要する点

- ・手足が細く骨がもろくなっている人が多いため、注意が必要である。

【必要な人材・資器材（例）】

支援者、電源、ハサミ、ミキサー、スプーン、医療機器、医療用具、衛生用品、医薬品、水 ほか

内部障害のある方

【特性】

- ・外見からは障害があることが分からず、不便さを抱えていることが多い。
- ・疲れやすく、重い荷物を持ったり、長時間立ったりなどの行動や作業が困難。
- ・生活する上で医療的なケアや資器材（オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）用のストーマ用装具等）が必要である。

【必要な配慮】

- ・外見からは分かりにくい不便さを抱えているため、声かけを行い症状の把握に努める。
- ・床からの冷え防止のため、ベッドを準備する。
- ・常時使用する医療器具や医薬品を調達する。
- ・医療機材の消毒・交換等のための清潔なスペースを確保する。
- ・常用薬を服用しているか確認する。
- ・食事の栄養管理が必要な場合は、栄養管理が継続できているか確認する。
- ・付き添いの家族と離ればなれになる場合に備えて、処方薬と栄養管理の内容が書かれたメモを持たせる。
- ・医療機関と連携した巡回診療の実施や、通院のための移動手段の確保に努める。
- ・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）用のストーマ用装具が必要な場合は、調達し、支給する。オストメイト対応トイレ（ない場合は広めの洋式トイレ）を案内する。
- ・心臓ペースメーカーを埋め込んでいる場合は、電磁波等の影響を受けないよう、携帯電話やスマートフォンの利用を控える。
- ・小腸機能障害により、口からの食事が摂れず、鼻に管を入れて栄養を取る人などがあるので、栄養補給のために必要な時間への配慮が必要。
- ・肝機能障害のある人は、風邪などに感染しやすく、肝機能に悪影響を及ぼすこともあるので、風邪を引いている人はうつさないよう配慮する。
- ・呼吸機能障害のある人は、タバコの煙などが苦しい場合があるため、分煙を徹底する。

○特に注意する点

指定福祉避難所では対応が困難な疾患や、病状が悪化するおそれのある疾患があることに注意する。

- ・人工透析を必要とする慢性腎不全、インスリンを必要とする糖尿病等の方は、治療の継続が必要なため、早期に医療機関と連携し、受診や入院が可能となるようにする。
- ・高血圧、喘息、てんかん、統合失調症等の慢性疾患は、治療の中断で病気が悪化する場合があるため、早期に医療機関と連携し、受診や入院が可能となるようにする。

【必要な人材・資器材（例）】

ベッド、消毒薬、ストーマ用装具、各種装具・器具用の電源（電池・充電機器など）、その他、障害に応じた器具 ほか

～ストーマ用装具について～

オストメイトの方は、自分の意志に関係なく、便や尿が出てくるため、それを受け止める袋を装着している。

災害時には装具の入手が困難となるが、県内の10病院で、装具の提供及びケアのアドバイスを受けることができる。（参考「岡山県災害時ストーマ保有者お助けマップ（岡山県ストーマ保有者災害対策の会）」）

<p>知的障害のある方</p>
<p>【特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境変化に対応できず、落ち着きがなくなったりパニックを起こしたりする場合があります。 ・コミュニケーションをとることが困難な場合があり、困っていることを伝えられない場合があります。
<p>【必要な配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境変化を理解できずに気持ちが混乱し、状況に合わせた行動ができない場合があります。そのため、精神的に不安にならないよう、気持ちを落ち着かせる。 ・パニック行動が起こった場合は、落ち着ける場所に誘導する。 ・具体的に短い言葉で、分かりやすく、ゆっくりと情報を伝える。また、相手が安心するよう、優しい口調と表情で話しかける。 ・絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 ・断片的な言葉からも、できる限り意図をくみ取るよう努める。 ・治療・投薬が欠かせない人がいるため、障害の状況に応じた支援を行う。 ・家族と離ればなれになった場合に備えて、連絡先等を書いた身分証を持たせる。 ・食事、トイレ、入浴の情報等が理解できているか確認する。 ・順番を守るということが理解できないことがあるため、物資は個別に配給する。 ・案内板等の漢字には、ふりがなをふるようにする。 ・「通行する人を無表情で見ている」「ぴょんぴょん跳ねたりする」「一つのことにこだわる」など誤解されやすい行動をする場合があるが、思い込みで判断せず見守る。 <p>○特に注意する点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「車が来ても避けない」等危険が分からない場合があるので、安全確保を優先し、その後、優しく声をかけ危険であることを知らせる。
<p>【必要な人材・資器材（例）】</p> <p>自宅住所、連絡先を書いた身分証、ホワイトボード、メモ用紙、筆記具 ほか</p>

発達障害のある方

【特性】

- ・遠回しな言い方や曖昧な表現は理解しにくい場合がある。
- ・コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手で、行動や態度から誤解される場合がある。
- ・感覚過敏があり、人混みや大きな音、光、などの刺激が苦手な方が多い。
- ・一方で、感覚刺激に鈍感な場合がある。

【必要な配慮】

- ・遠回しな言い方や曖昧な表現は理解しにくい場合があるため、簡潔な表現で、ゆっくりとやさしく話しかける。
- ・言葉による意思疎通が苦手な人に説明する場合、絵、写真、イラスト、手順書、マニュアルなどを添える。
- ・指示する場合、一度に二つの指示を出さないよう配慮する。また、「ちょっと待って下さい」ではなく、「5分待って下さい」のように具体的に伝える。
- ・行動の修正が必要な場合、否定的な表現（～してはいけません）よりも肯定的な表現で伝える。
- ・相手の伝えたいことを、ゆっくりと根気よく聞く。
- ・大勢の方がいる場所は、本人が混乱する場合があるため、間仕切り等で居場所を確保する。
- ・感覚刺激に鈍感な場合があるため、けがの有無など、健康状態の確認を怠らないようにする。
- ・見通しの立たないことに強い不安を示す場合があるため、当面の日課の提案や、空いた時間を過ごす活動の提示を行う。
- ・急な変化に対応することが難しいので、前もってスケジュールや計画を伝える。
- ・約束事は初めにはっきりと伝える。
- ・順番を守るということが理解できない場合があるため、物資は個別に配給する。

【必要な人材・資器材（例）】

パーティション、耳栓、アイマスク、ホワイトボード、メモ用紙、筆記具
ほか

精神障害のある方（高次脳機能障害のある方を含む）
<p>【特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神的な動揺が激しくなる場合や、必要な訴え・相談ができなくなる場合がある。 ・継続的な服薬や医療的なケアが必要な場合が多い。 ・外見からは障害があることが分からない。
<p>【必要な配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不安を感じさせないように、穏やかな口調でゆっくりと話しかける。 ・相手の伝えたいことを、ゆっくりと根気よく聞く。 ・具体的に分かりやすい表現で情報を伝えるようにする。 ・一度にすべてを伝えるのではなく、段階的に伝えるようにする。 ・薬を正しく服用しているか注意するとともに、何らかの症状が出た場合は、速やかに医師に相談する。 ・医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮するように努める。
<p>【必要な人材・資器材（例）】</p> <p>自宅住所、連絡先を書いた身分証 ほか</p>

認知症の方
<p>【特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分で判断し行動することや、自分の状況を説明することが困難なことが多い。 ・単独での避難生活が難しく、徘徊して思わぬ場所が無用のけが等を負うおそれがある。
<p>【必要な配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化があると不安になり、混乱が強まるため、今の状況を分かりやすく説明する。その際、一度にたくさんを言わず、短い言葉で一つ一つゆっくりと伝える。 ・身体の変調をうまく表現できなかつたり、自分の健康管理に関する認識が低くなつたりするため、常に健康状態を把握するように努める。 ・食事や水分の摂取量が足りているか確認する。また、渡すだけでは口にしない場合があるため、声かけをする。 ・徘徊の症状が出る場合に備えて、名前や連絡先を書いた名札をつけてもらう。 ・周囲の方が交代で見守りをするなどして、家族や介護者の負担を減らすよう配慮する。 <p>○特に注意する点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急激な環境の変化により、認知症の症状が変化することもあるため、声かけや見守りを行い、気持ちを落ち着かせる。
<p>【必要な人材・資器材（例）】</p> <p>パーティション、名札 ほか</p>

医療的ケア児・者

【特性】

- ・人工呼吸器、気管切開、酸素療法、吸引・吸入、経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）、導尿、ストーマなどの医療的ケアが日常的に必要な児・者である。
- ・薬を服用している場合が多い。自力で移動できない場合が多い。
- ・重症心身障害のある方である場合が多いが、肢体不自由や知的障害を伴わない場合もあり、外見からは医療的ケアが必要か否かわからないこともある。
- ・体温調節が苦手で、気温の変化に弱い。体調が変化しやすい方も多い。

【必要な配慮】

- ・非常用電源の確保が必要となる。
- ・避難方法の個別性が高く、持ち出し品も多いことから、本人及び家族だけの避難は困難な場合が多いため、支援者の確保が必要となる。
- ・常時使用する医療機器、医薬品等を調達することが必要となる。
- ・感染症などに罹患すると重症化する恐れがあるため、清潔面に注意する必要がある。
- ・酸素療法などの場合は火気厳禁。
- ・清潔管理が必要な医療的ケア（気管切開など）があり配慮を要する。
- ・食事形態が、経口摂取や経管栄養など様々である。経管栄養に使用する器具も多様で、衛生管理が必要になる。
- ・長時間車椅子に座れない方が多く、ベッドを使用する。
- ・言葉によるコミュニケーションが苦手な方には、表情や全身の変化に配慮し、体調管理に気をつける。
- ・体温調節が苦手な場合が多いので、室温管理に配慮する必要がある。

○特に注意を要する点

- ・電気が切れたとたん命に関わる場合も多いため、特に注意が必要である。
- ・酸素流量の多い方もおられ、酸素ポンベの残量に注意し、予備の酸素が必要である。

【必要な人材・資器材（例）】

医療従事者、支援者、電源、電池、医療機器、医療用具、衛生用品、医薬品、水、酸素、経管・経腸栄養剤、おむつ、おしりふき、ベッド ほか

乳幼児

【特性】

- ・免疫力が弱く体力もないため、風邪などの感染症にかかりやすく脱水症状を起こしやすい。
- ・泣き声が周囲の避難者の迷惑になると気兼ねをするなど、乳幼児の親にとっても大きなストレスとなる。

【必要な配慮】

- ・乳幼児の泣き声が気にならないような部屋・場所を確保し、両親や家族の心理的ストレスを軽減させる。
- ・話しかけやスキンシップで精神的安定を図る。
- ・粉ミルク用の湯、ほ乳瓶の衛生管理を徹底する。
- ・ほ乳瓶の煮沸消毒や薬液消毒ができない場合は、使い捨ての紙コップを使用し、少しずつ時間をかけてミルクを飲ませる。
- ・粉ミルク用にペットボトル入りの水を使用する場合は、硬水（ミネラル分が多く含まれる水）を避けるようにする。
- ・もく浴の手立てを確保し、清潔な状態を維持する。
- ・不安な気持ちを解消させるため、おもちゃや遊び場を用意する。

○特に注意を要する点

心身の健康状態を常に確認し、次のような症状が続く場合には、医療機関等に相談する。

<乳児>

- ・発熱、下痢、食欲低下、ほ乳力の低下など。
- ・夜泣き、寝付きが悪い、音に敏感になる、表情が乏しくなる、など。

<幼児>

- ・赤ちゃん返り、食欲低下、落ち着きがない、無気力、爪かみ、夜尿、自傷行為、頻繁に泣く、など。

【必要な人材・資器材（例）】

パーティション、粉ミルク、温湯、ほ乳瓶、消毒薬、紙コップ、シャワースペース、おむつ、おしりふき、離乳食、スプーン ほか

<p>妊産婦</p>
<p>【特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胎児の成長に影響を及ぼすため、栄養バランス、適度な運動や体重管理など、健康管理への配慮が必要である。 ・出産後、ホルモンバランスが著しく変化するため、精神的に不安定な状態となりやすい。
<p>【必要な配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状態の急変に備え、車などの移動手段を確保する。 ・床からの冷え防止のため、ベッドを準備する。 ・居室の温度調整（冷え防止）ができるように努める。 ・講師室、授乳室を確保する。 ・弁当やインスタント食品だけではタンパク質やビタミン不足となるため、食事の栄養バランスに配慮する。 ・運営スタッフに女性を配置し、カウンセリングや健康相談を実施して不安軽減に努める。 <p>○特に注意する点</p> <p>次のような症状や不安がある場合は、医療機関等に相談する。</p> <p><妊婦></p> <ul style="list-style-type: none"> ・お腹の張り・腹痛、膣からの出血、胎動の減少、浮腫（むくみ）、頭痛、目がチカチカする、など。 ・胎児の健康状態、妊婦健診や出産場所の確保に関する不安がある場合、など。 <p><産婦></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱、悪露の急な増加、傷（帝王切開、会陰切開）の痛み、乳房の腫れ・痛み、母乳分泌量の減少、など。 ・気が滅入る、イライラする、疲れやすい、不安や悲しさに襲われる、不眠、食欲がない、など。
<p>【必要な人材・資器材（例）】</p> <p>自動車、ベッド、パーティション、女性の相談員 ほか</p>

別 添 様 式

様式 1	「指定福祉避難所 開設申請書」	27
様式 2	「指定福祉避難所 避難者名簿」	28
様式 3	「指定福祉避難所 避難状況報告書」	29
様式 4	「指定福祉避難所 食糧・飲料水供給依頼票」	30
様式 4 - 2	「指定福祉避難所 食糧・飲料水等受払簿」	31
様式 5	「指定福祉避難所 物資・器材依頼票」	32
様式 5 - 2	「指定福祉避難所 物資・器材受払簿」	33

(様式1)

平成 年 月 日

FAX No. _____

(送信元)

市町村

(送信先)

災害対策本部

⇒

指定福祉避難所 開設要請書

災害発生時における指定福祉避難所の指定に関する協定第 条の規定に基づき、福祉避難所の開設について、次のとおり要請します。

記

開設期間	令和 年 月 日 () から
	令和 年 月 日 () まで
開設施設	
その他	

連絡先	市町村災害対策本部 担当者 :	電話 :
-----	-----------------	------

指定福祉避難所 避難者名簿

【指定福祉避難所名】

【入所年月日】

令和 年 日 ()

避難者氏名		電 話	
住 所			
氏 名		年 齢	性 別
家 族			男・女
			男・女
			男・女
			男・女
			男・女
親 族 等 連 絡 先	氏名	電 話	
	住所		
	氏名	電 話	
	住所		
特別な配慮を必要とする場合、記入してください。(人工透析などの特殊な治療、薬の服用、アレルギーなど)			

家屋の状況	全壊	半壊	一部損壊
	断水	停電	電話不通
	()		
他から問い合わせがあった場合、氏名及び住所などを公表してもよいですか? はい・いいえ			
退所年月日			
転出先住所			
電 話			
備 考			

F A X N o . _____

(送信元)

(送信先)

⇒ 市町村 災害対策本部

指定福祉避難所 避難状況報告書

【指定福祉避難所名】

TEL :

FAX :

【報告日時】

令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分

発信者氏名		受信者氏名			
避難者	現在数 (A)	前日数 (B)	差引 (A - B)		
	世帯数	世帯	世帯		
	人数	人	人		
状況	運営	相談窓口	設置済み	未設置	
	設備	建物	()		
		電気	異常なし	停電	
		水道	異常なし	断水	
		電話	異常なし	不通	
		その他			
	地域	土砂崩れ	あり	なし	未確認
		浸水	あり	なし	未確認
		道路	通行可	片側通行可	通行不可
		その他			
連絡事項 (対応状況、要求事項など)					
対処すべき、また、予見される事項 (避難者の健康状態、避難所の生活環境、雰囲気など)					

FAX No. _____

(送信元)

(送信先)

⇒ 市町村 災害対策本部

指定福祉避難所 食糧・飲料水供給依頼票

【指定福祉避難所名】

TEL :

FAX :

【報告日時】

令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分

発信者氏名			
依頼内容	食糧	月 日 () 時 分	食
	飲料水	月 日 () 時 分	リットル
受領日時	食糧	月 日 () 午前・午後 時 分 (食)	
		月 日 () 午前・午後 時 分 (食)	
	飲料水	月 日 () 午前・午後 時 分 (リットル)	
		月 日 () 午前・午後 時 分 (リットル)	
配送場所			
受領担当者			
特記事項 (食糧・飲料の内訳等)	例) うち、柔らかい食糧 () 食 食物アレルギー対応食品 () アレルギー用 () 食		

※市町村災害対策本部使用欄

【受信日時】

令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分

受信者氏名			
手配内容	食糧	月 日 () 時 分	食
	飲料水	月 日 () 時 分	リットル
手配日時	食糧	月 日 () 午前・午後 時 分 (食)	
		月 日 () 午前・午後 時 分 (食)	
	飲料水	月 日 () 午前・午後 時 分 (リットル)	
		月 日 () 午前・午後 時 分 (リットル)	
特記事項			

FAX No. _____

(送信元)

(送信先)

⇒ 市町村 災害対策本部

指定福祉避難所 物資・器材依頼票

【指定福祉避難所名】

TEL :

FAX :

【依頼日時】

令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分

発信者氏名			
依頼物資等	品名・数量	受 領 日	時 分
		月 日 () 午前・午後	時 分
		月 日 () 午前・午後	時 分
		月 日 () 午前・午後	時 分
		月 日 () 午前・午後	時 分
特 記 事 項			

※市町村災害対策本部使用欄

【受信日時】

平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分

発信者氏名			
依頼物資等	品名・数量	受 領 日	時 分
		月 日 () 午前・午後	時 分
		月 日 () 午前・午後	時 分
		月 日 () 午前・午後	時 分
		月 日 () 午前・午後	時 分
特 記 事 項			

